



法学セミナー 刑法②

リンク	TOP	MPD
S・A	14	14

逮捕・監禁の罪



不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の拘禁刑に処する(刑法220条)。
前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する(刑法221条)。

逮捕・監禁罪

① 意義

逮捕・監禁罪とは、不法に人を逮捕・監禁して、**身体の場所的移動の自由**を侵害する犯罪である(刑法220条)。

② 保護法益

保護法益は、人の身体的活動の自由である。判例は、身体的活動の自由を**可能的な自由**(活動しようと思えば活動できる自由・可能的自由説)と解している(京都地判昭45.10.12)。

③ 客体

逮捕・監禁罪の客体は、「人」すなわち他人である**自然人**である。客体については、被害者の**意思能力の有無**、被害者の**逮捕・監禁の認識**の2点が問題となる。

(1) 被害者の意思能力の有無

逮捕・監禁の罪が身体の場所的移動の自由を侵害する犯罪であるから、**場所的に移動する能力**がある者であれば、本罪の客体になる。意思能力の有無は、逮捕・監禁の罪の成否を左右しない。例えば、場所的に移動する能力がない嬰兒の場合、本罪は**成立しない**が、幼児、精神障害者、睡眠中の者、泥酔者の場合、本罪は**成立する**。

(2) 被害者の逮捕・監禁の認識

逮捕・監禁の罪の保護法益は人の身体的活動の自由であり、これは可能的自由を意味することから、被害者が逮捕・監禁されていることを**認識していない**場合であっても、本罪は成立する。



被害者に逮捕・監禁の認識がなくても本罪が成立するとされた裁判例

強姦(判示当時)等の目的を持っている被告人らが、これを秘密にして被害者をだまして自動車に乗せて走行している場合、被害者が行動の自由を拘束されていれば監禁されていることを意識していなくても、監禁罪が成立する(広島高判昭51.9.21)。

④ 「不法に」

「不法に」とは、「**違法に**」という意味である。これは、法令に基づく逮捕・監禁は適法に行われるものであることから、特に違法性があるものを逮捕・監禁罪で罰することを明らかにするため、**注意的に書かれた文言**である。

⑤ 行為

逮捕・監禁罪の行為は、**逮捕**、**監禁**である。逮捕・監禁罪は、多少の**時間的継続性**が必要であり、瞬間的な拘束は暴行にとどまる。

逮捕とは、人の身体を**直接的**に拘束して、その移動の自由を奪うことをいう。

監禁とは、一定の区域からの**脱出を不可能**若しくは**著しく困難**にして、その移動の自由を奪うことをいう。

逮捕・監禁の手段・方法に**制限はない**。暴行や脅迫によるものだけでなく、欺罔や偽計による逮捕・監禁も可能である。



逮捕・監禁の手段・方法についての判例

- 逃げた売春婦を連れ戻すため、「入院中の母親のところへ行く」と偽ってタクシーに乗せ約12キロメートル走行させたという事案について、監禁の方法は、必ずしも暴行又は脅迫による場合のみに限らず、偽計によって被害者の錯誤を利用する場合も含むとしている(最決昭33.3.19)。
- 自動二輪車の後部座席に被害者を乗せて疾走した場合には、後部座席には囲いはないが、そこから脱出することを著しく困難にさせた以上、監禁に当たる(最決昭38.4.18)。

逮捕・監禁致死傷罪

① 意義

逮捕・監禁致死傷罪は、逮捕・監禁によって被害者を死傷させた場合に成立する、逮捕・監禁罪の**結果的加重犯**である(刑法221条)。

② 要件

逮捕・監禁の結果として被害者が死傷したことに**因果関係が認められる**ことが必要である。



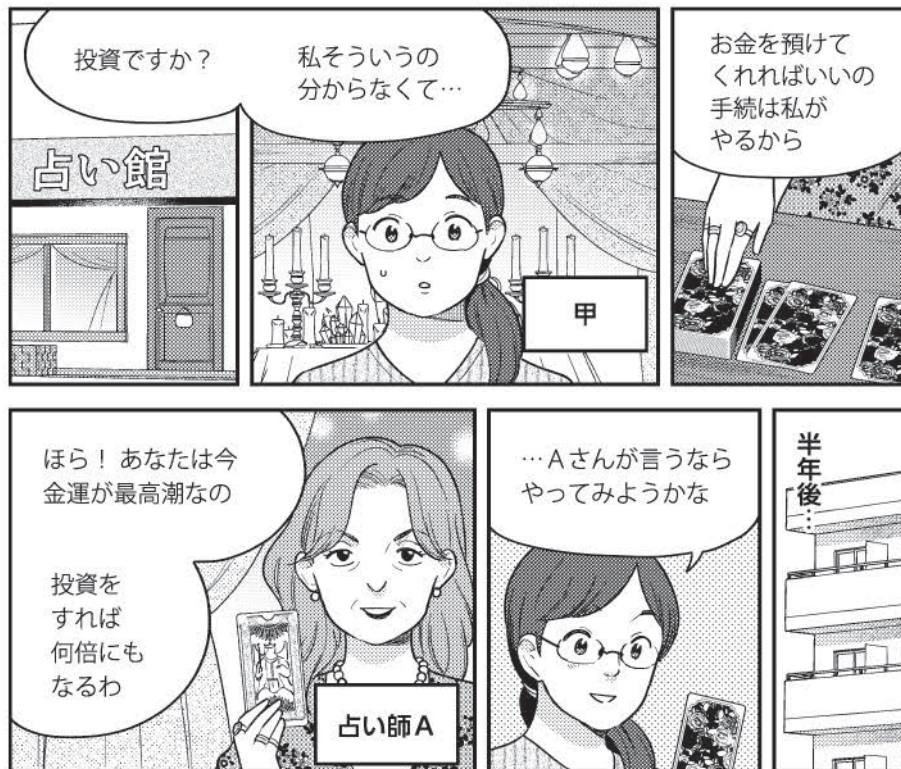
マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3とリンク！



犯罪の着手時期

甲は、懇意にしている占い師のAに相談をしていくうちに投資話を持ち掛けられるようになり出資金を貸していたが、途中で返済が滞るようになった。甲はAに返済を要求したが、A宅へ何度足を運んで催促しても返済を断られるので、今回の催促でAが借金を返済しなければAを殺してやろうと思い、サバイバルナイフを買い求めて携帯し、A宅の近くまで来たが、急に怖気づいてAを殺害することは思いとどまって引き返した。



問 この場合の甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡